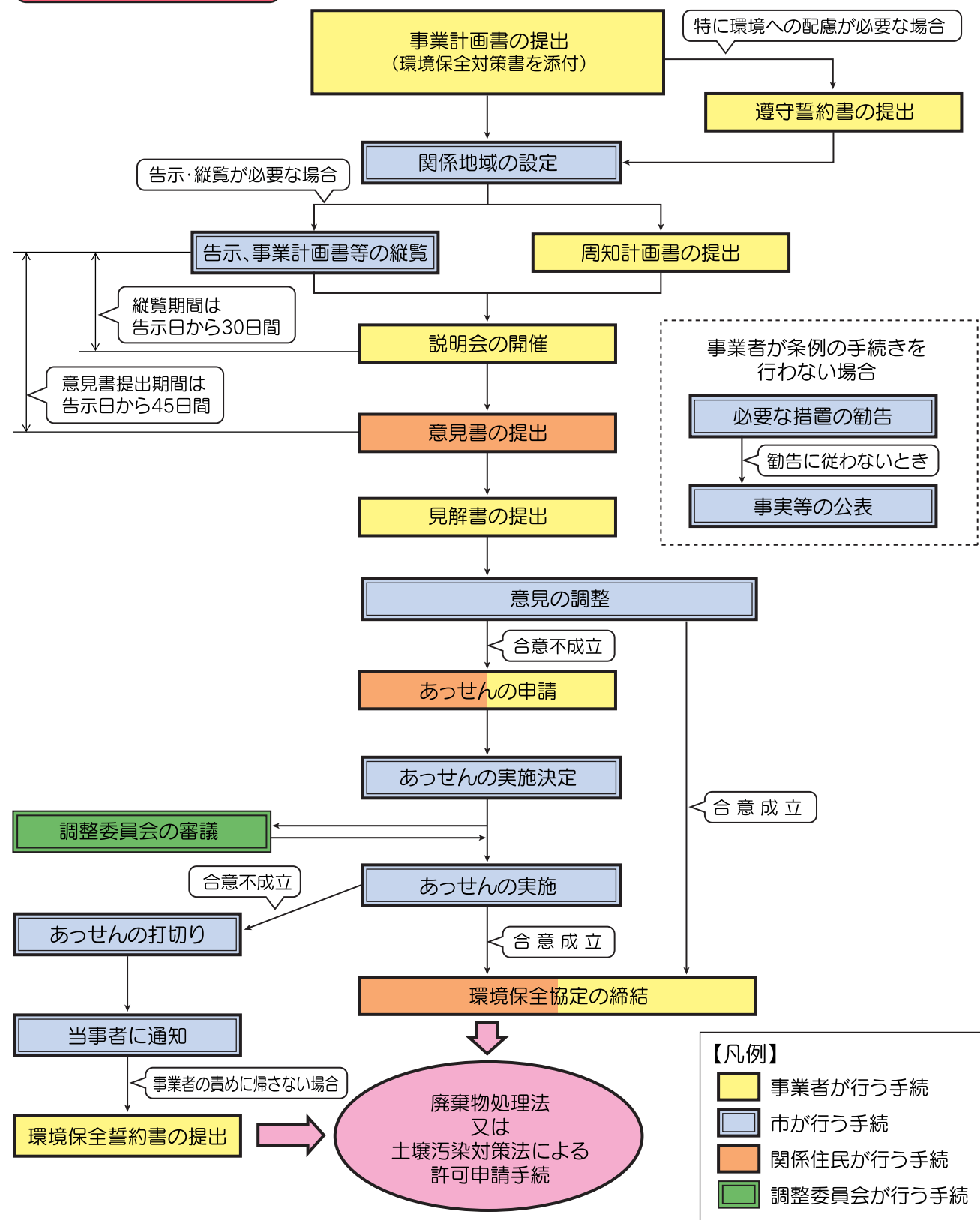


# 条例の手続フロー



産業廃棄物処理施設・汚染土壌処理施設の設置には  
条例による事前手続が必要です

豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の  
設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例



～事業者と住民との間で発生するおそれのある紛争を未然に防ぐために～

## 問い合わせ先

- ◆産業廃棄物処理施設に関することは  
豊橋市 環境部 廃棄物対策課 電話 0532-51-2406・2407 FAX 0532-56-0566 Eメール haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp
- ◆汚染土壌処理施設に関することは  
豊橋市 環境部 環境保全課 電話 0532-51-2390・2394 FAX 0532-56-5126 Eメール kankyohozen@city.toyohashi.lg.jp

## はじめに

この条例は、産業廃棄物処理施設又は類似施設である汚染土壌処理施設(以下「産業廃棄物処理施設等」という。)の事業計画、その施設が地域の環境保全に与える影響とその対策などを住民にいち早く公開し、事業者と住民との間で発生するおそれのある紛争を未然に防ぎ、また、紛争が起こった際には、市が両者のあっせんを図るために制定しました。

## 条例のあらまし

### 1 対象となる施設(産業廃棄物処理施設等)

- 産業廃棄物を処分する施設
- 産業廃棄物の収集運搬業者が設置する積替え・保管施設(積替え・保管施設)
- 汚染土壌処理施設

### 2 対象となる行為

(産業廃棄物処理施設)

- 産業廃棄物処理施設の新たな設置
- 廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(15条施設)に係る許可を必要とする変更
- 15条施設以外の産業廃棄物を処分する施設に係る以下の変更
  - ◇処分の事業範囲の変更
  - ◇処理能力の10%以上の増加変更
  - ◇施設の設置場所の変更
- 積替え・保管施設に係る以下の変更
  - ◇収集運搬の事業範囲の変更
  - ◇積替え・保管場所の面積の10%以上の増加変更
  - ◇積替え・保管場所の変更
- その他周辺的生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更

(汚染土壌処理施設)

- 汚染土壌処理施設の新たな設置  
(産業廃棄物処理施設等の既設の施設で、新たに汚染土壌の処理を行おうとする場合を含みます。)
- 土壌汚染対策法第23条第1項に規定する許可を必要とする変更  
(土壌汚染対策法第23条第1項ただし書の軽微な変更は除きます。)
- その他周辺的生活環境に与える影響が大きいものとして市長が特に認める変更

### 3 事業者が行わなければならないこと

産業廃棄物処理施設等を新設又は変更しようとする事業者は、廃棄物処理法又は土壌汚染対策法に基づく許可申請を市へ提出する前又は工事の着手前に、次の手続を行わなければなりません。

- ① 施設の事業計画書、環境保全対策書を市に提出
- ② 特に環境への配慮が必要な場合には、遵守誓約書を市に提出
- ③ 説明会などにより事業計画書等の内容を住民へ周知
- ④ 住民から提出された意見書に対する見解書を市に提出
- ⑤ 見解書の内容の住民への周知 など



### 4 市が果たす役割

市は、産業廃棄物処理施設等の設置に伴う関係住民と事業者の間で発生するおそれのある紛争を予防し、調整を行うため次の業務を行います。

- ① 事業計画書等に基づいて、関係地域を設定
- ② 事業計画書等の住民への告示・縦覧
- ③ 公平な立場で、関係住民と事業者の意見を調整
- ④ 必要に応じ、関係住民と事業者との環境保全協定締結への助言
- ⑤ 合意が得られない場合は、当事者からの申請に基づくあっせんの実施
- ⑥ あっせんに関する専門家からの意見聴取
- ⑦ 条例に違反した事業者に対する勧告・公表 など

### 5 関係住民のできること

- ① 告示・縦覧により産業廃棄物処理施設等の設置に関する計画等をいち早く知ること
- ② 説明会等で事業者から直接、計画に関する説明を聞くこと
- ③ 環境の保全上の見地から、市へ意見書を提出すること
- ④ 市にあっせんの申請をすること
- ⑤ 事業者と環境保全協定を結ぶときに、市の助言を受けること など

### ◎条例の適用を受けない施設

- 産業廃棄物を排出する事業者が、その産業廃棄物を自ら処理する産業廃棄物処理施設で、その産業廃棄物を排出する工場や事業場敷地内に設置する産業廃棄物処理施設(焼却施設、廃石綿等溶融施設、PCB処理施設、最終処分場は除きます。)  
(理由)敷地内での事業活動の一環として地域住民に認知されている点と、環境への影響が比較的軽微であると考えられるため
- 移動式の産業廃棄物処理施設(一定の場所で継続使用する場合は除きます。)  
(理由)排出場所が変動することによって処理施設が移動する場合は、設置の場所が特定できず、関係地域の設定ができないため

### ◎告示・縦覧を必要とする施設

- 廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(15条施設)
- 15条施設以外の産業廃棄物を処分する施設のうち以下のもの
  - ◇1時間当たりの処理能力が150kg以上の焼却施設
  - ◇1日当たりの処理能力が5tを超えるガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くずの破碎施設
  - ◇発酵施設、堆肥化施設又は熱分解施設
  - ◇特別管理産業廃棄物の処理施設
- 積替え・保管施設のうち、屋外で選別行為を行う施設
- 汚染土壌処理施設

(参考) 条例の変遷

豊橋市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	平成18年7月1日施行	制定
豊橋市産業廃棄物処理施設及び汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例	平成22年4月1日施行	改正及び名称変更